

「倉敷市地域防災計画（修正案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市地域防災計画（修正案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 18件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市防災会議に上程し、承認を得た後、公表します。

4 参考

意見募集期間 平成26年12月1日（月）～12月31日（水）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 総務局 防災危機管理室

	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	P2 1 自然災害の(4)で土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)とひとくくりにしており、第3 災害の想定の中でも同じ表現にしてはどうか。	第3 災害の想定の中で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害に合わせて記載しています。
2	P4 株式会社NTTドコモがあるが、なぜ、AUやソフトバンクがないのか。同じ民間企業であろう。	KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社を加えます。
3	P26 組織の育成に幼年消防クラブがあるが、ここは何をするのか	幼稚園等で結成されていて、26団体1、390人います。幼児の防火教育を行うものです。
4	P30 雨量などを30分ごとに本部長に報告とあるが、夜間はどのような体制で行うのか?	風水害等時の体制は、P56、地震時の体制は、P219のとおりで、夜間においても同じです。
5	P31 水位が氾濫注意水域に達したとき、本部長に報告するとあるが、高梁川の氾濫予測などはどのようにして行うのか? 避難指示はどのタイミングで誰が行うのか? P37 避難水位に達したとき、その旨関係機関に通知する。市民への避難指示は?	P80、P81に河川洪水時の避難情報の判断基準を記載しています。河川の水位、上流の状況、漏水、降雨量等総合的に判断し、市長が発令します。
6	P33 避難行動要支援者の把握はどこがいつまでに行うのか。また、更新も頻繁に発生する。現実には難しい。	福祉部において、P34 才に規定している方を名簿に登録しており、また、毎年新たに該当される方に名簿登録に係る確認を行っています。

7	<p>P33 近隣住民が避難行動要支援者の把握に努めるとあるが、個人情報との絡みで難しい。また、町内会に入っていない人との接触は一切なく、顔も名前も知らない。</p>	<p>本人の同意を得たうえで自主防災組織へも避難行動要支援者名簿を提供することができます。また、日ごろからの近所付き合いが災害時の共助にとって大切です。</p>
8	<p>P36 (5)イで市民は日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアに参加し、要配慮者の生活について知識習得に努める？市民にボランティアを強要か？</p>	<p>努力義務であり、強要ではありません。</p>
9	<p>P37 中国地方整備局又は県は、 ・当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域にし、想定される水深を公表し、市町村に通知とあるが、期限を区切らないと、いつまで待っても出てこない。そもそも、そんなものが想定できるとは思えないが。</p>	<p>中国地方整備局又は県が、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域を指定したものを反映して作成したものが、平成24年9月に配布した洪水・土砂災害ハザードマップです。</p>
10	<p>P39 危険区域の調査を県がしているが、現場に近い市主導で調査するのが良いのではないか。</p>	<p>あくまで権限があるのは県ですが、市も立ち会っています。また、市独自で危険であると思われる箇所については、県に調査するよう要望もしています。</p>
11	<p>P39 県と岡山気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合、市町村ごとに発表とあるが、市が独自に危険度を把握する必要がある。</p>	<p>市は、県と岡山気象台が発表する土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、連続雨量、日雨量、大雨警報（土砂災害）、記録的短時間大雨情報等により県や岡山気象台等に助言を求め総合的に危険度を判断します。</p>

12	P39 市民が自主避難とあるが、避難でいいのでは？	避難勧告等の避難情報による避難と区別し、市民が自主的に避難することを自主避難としています。
13	P56 気象庁の予報をもとにとあるが、実際の河川の水位、砂防堤防の状況、降雨量の把握は、どこですか？	気象庁、岡山県総合防災システム、国土交通省の川の防災情報、岡山河川事務所の河川画像提供、岡山河川監視システム等により市で把握しています。
14	P56 市民への水防警報は誰が出すのか？	国土交通大臣又は知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防を必要と認め、発表します。
15	P57 倉敷市災害対策本部の設置は、災害が発生する恐れがある場合と発生した場合は分けるほうがいい。いっしょに書かれていると分かりにくい。災害の発生の恐れのある方が、市民の安全を守るために非常に重要であり、緊急を要する。	倉敷市災害対策本部の設置は、災害が発生した場合と災害が発生する恐れがある場合で、具体的にはP57の(1)アのとおりです。
16	P63 雨量計による観測とあるが、どの雨量計か？土砂災害の場合、その区域の雨量が重要である。	気象庁が設置している雨量計です。
17	P64 岡山地方気象台、岡山県、岡山河川事務所長、関係県民局長などが出てくるが、夜間の体制はどうなっているのか？ 迅速な対応ができる仕組みでしょうか？	夜間は、P64 2(1)イ 勤務時間外の伝達系統になります。夜間の体制は、No.4の答えのとおりです。 岡山地方気象台は24時間体制です。市は、宿日直者から緊急連絡員に連絡があり、各担当へ連絡されます。

18	P64 避難判断水域到達情報は、岡山河川事務所、関係県民局長が住民の避難及び避難勧告命令の参考として周知する情報であるとあるが、市民への避難勧告は、誰がどの時点で行われるのか？	No.5の回答のとおりです。
----	--	----------------

パブリックコメント要約版

1 案件名
「倉敷市地域防災計画(修正案)」のパブリックコメント
2 募集期間
平成26年12月1日(月)～平成26年12月31日(水)
3 趣旨
<p>倉敷市では、災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的として、倉敷市防災会議において昭和37年に倉敷市地域防災計画の初版を策定しています。</p> <p>今回、災害対策基本法の改正(平成25年6月)、国の防災基本計画の改正(平成26年1月)、県の地域防災計画の修正(平成26年9月)等に加え、本年5月に県で行われた断層型地震の被害想定を踏まえ、地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の修正を行いました。</p> <p>倉敷市地域防災計画の修正案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見等をお伺いするパブリックコメント(意見募集)を実施します。</p>
4 資料閲覧場所
本庁防災危機管理室、児島・玉島・水島の各支所総務課、真備支所市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所、市ホームページ
5 提出方法
担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分) 件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
6 問合せ先
本庁防災危機管理室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 426-3131 FAX 421-2500 Eメール dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市地域防災計画の修正概要

1 計画修正の考え方

災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）、国の防災基本計画の改正（平成 26 年 1 月）、県の地域防災計画の修正（平成 26 年 9 月）等に加え、本年 5 月に県で行われた断層型地震の被害想定を踏まえ、地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の修正を行う。

2 主な修正内容

【市民等の円滑かつ安全な避難の確保】

（1）災害対策基本法及び防災基本計画の改正関係

ア 「指定緊急避難場所」の指定（法第 49 条の 4 ほか）

災害の危険が切迫した場合の一時的な緊急避難先として、災害の種別ごとに安全性等の基準を明確化し、市長が基準を満たす施設や場所をあらかじめ指定する。（風水害 P32, 地震津波 P204, 274, 275）

イ 避難行動要支援者名簿の作成（法第 49 条の 10 ほか）

「災害時において自力で避難することが困難で、特に支援を要する者」の名簿を地域防災計画上では、「災害時要援護者台帳」から「避難行動要支援者名簿」に変更するが、実際に作成する名簿の名称は、「災害時要援護者台帳」とする。（風水害 P33, 34, 地震津波 P248, 274）

ウ 避難勧告・指示に当たっての助言（法第 62 条の 2）

市長が避難勧告等を発令するに当たって国や県に助言を求めることができる。（風水害 P80, 146, 地震津波 P236）

【被災者保護対策の改善】

（1）災害対策基本法及び防災基本計画の改正関係

ア 「指定避難所」の指定（法第 49 条の 7 ほか）

被災者が一定期間滞在する施設として必要な施設規模や設備等、生活環境の基準を明確化し、市長が基準を満たす施設をあらかじめ指定する仕組みを導入。（風水害 P32, 地震津波 P204, 274, 275）

イ 罹災証明書の交付（法第 90 条の 2）

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、市での罹災証明書の交付体制を整備し、災害時に市が罹災証明書を迅速に交付することを義務付け。（風水害 P135, 地震津波 P288）

ウ 被災者台帳の作成（法 90 条の 3）

市が、個々の被災者の状況や支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、遠隔地への避難者等を含めて援護を確実にを行う仕組みを導入。（風水害 P134, 地震津波 P250, 288）

【平素からの防災への取組の強化】

(1) 災害対策基本法及び防災基本計画の改正関係

○多様な主体による防災活動の推進（法第2条の2, 42条の2ほか）

ア 食料, 生活必需品等を供給する事業者に対し, 事業継続マネジメント（BCM）の取組や, 国, 県, 市が行う防災訓練等の防災施策への協力を求めることを明記。（風水害 P27, 28, 地震津波 P186）

イ 地区住民及び事業者が共同で自発的な防災活動に関する計画（「地区防災計画」）を作成し, 市に提案する制度を導入。（風水害 P6, 29, 地震津波 P186, 187）

(2) その他, 災害に備えた体制整備

ア 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入・派遣等, 災害時における精神科医療支援体制の整備を追加。（風水害 P17, 93～95, 地震津波 P201, 232）

イ 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ, 災害廃棄物処理体制を充実。（風水害 P92, 地震津波 P213～215, 254～256,）

ウ 問い合わせ窓口の設置（風水害 P70, 地震津波 P256）

【その他, 法整備に伴う修正】

(1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係

○県内 14 市町（倉敷市を含む）が地震防災対策推進地域に指定（平成 26 年 3 月 31 日）第 4 章を南海トラフ地震防災対策推進計画として再整理する。（地震津波 P267～285）

(2) 断層型地震の被害想定を踏まえた対策（地震津波 P155～162）

(3) 水防法関係

ア 浸水想定区域内の地下街, 高齢者等利用施設, 大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進（風水害 P23, 28, 37）

イ 洪水予報河川及び水位周知河川について, 浸水想定区域の公表（風水害 P37）

(4) 災害救助法関係

「災害救助法による救助の程度, 方法及び期間並びに実費弁償の基準」が改正されたため, 修正したが, 岡山県の災害救助法施行細則がまだ改正されていないため,（参考）とした。（風水害 P72～76）

【市独自の修正】

(1) 災害に竜巻, 洪水, 土砂災害（崖崩れ, 土石流, 地滑り）を加えた。（総則 P2）

(2) 内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に, 避難勧告等の発令基準を改正（風水害 P80～82, 146, 147, 地震津波 P236）

(3) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を加えた。（風水害 P27）

(4) 食料の確保・提供にアレルギー対応食品を加えた。（風水害 P36, 88, 地震津波 P194）

(5) 倉敷市の高潮注意報, 警報の基準が東部と西部に細分されたため, その基準を記載（風水害 P145）

(6) 津波注意報, 津波警報, 大津波警報時の体制を岡山県, 岡山市を参考に変更（地震津波 P198, 199, 219, 220）